

少年非行等の概況(令和2年中)

徳島県警察本部
少年女性安全対策課

1 概況

- (1) 徳島県の非行少年(犯罪少年・触法少年・ぐ犯少年)の総数は96人で前年に比べ42人(30.4%)減少しました。
- (2) 不良行為で補導した少年は1,098人で、前年に比べ127人(10.4%)減少しました。

○非行少年等の検挙・補導状況

区分		年別	令和元年	令和2年	増減	
					人員	率(%)
非行少年	犯罪少年	刑法犯少年	106	64	-42	-39.6
		特別法犯少年	17	17	0	0.0
	触法少年	触法少年(刑法)	15	15	0	0.0
		触法少年(特別法)	0	0	0	-
	ぐ犯少年	0	0	0	-	
	合計	138	96	-42	-30.4	
不良行為少年		1225	1098	-127	-10.4	

2 刑法犯少年と触法少年(刑法)の特徴

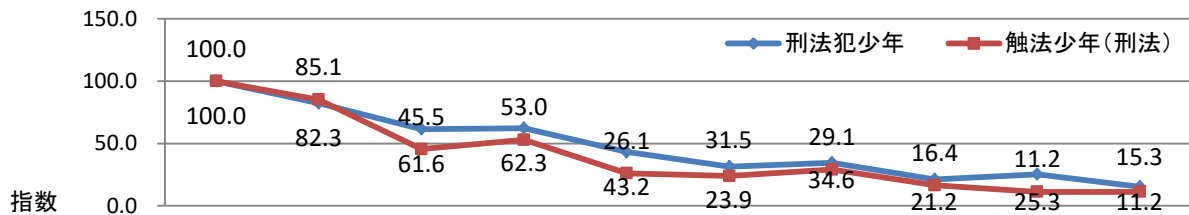
(1) 刑法犯少年

刑法犯で検挙した少年は64人であり、前年に比べ42人(39.6%)減少しました。
成人を含めた刑法犯検挙人員673人に占める少年の割合は9.5%で、前年の13.0%より3.5ポイント減少しました。
刑法犯少年を包括罪種別にみると窃盗犯が26人で最も多く、全体の40.6%を占めています。
学職別では、高校生が32人と最も多く全体の50.0%を占め、次いで有職少年が16人で全体の25.0%を占めています。

(2) 触法少年(刑法)

14歳未満で刑法に触れる行為で補導した少年は15人で、前年と同数でした。罪種別では窃盗が11人と最も多く、学職別では中学生が9人(60.0%)、小学生が6人(40.0%)となっています。

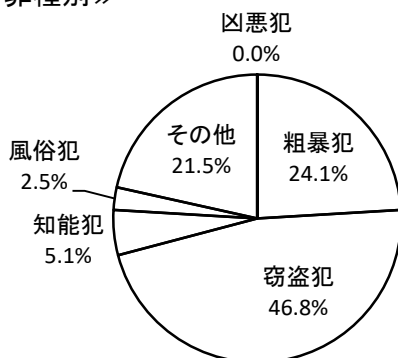
○刑法犯少年と触法少年(刑法)の推移



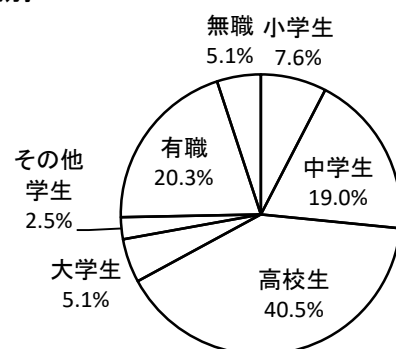
区分	年別	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
刑法犯少年		419	345	258	261	181	132	145	89	106	64
触法少年(刑法)		134	114	61	71	35	32	39	22	15	15
計		553	459	319	332	216	164	184	111	121	79

○刑法犯少年及び触法少年(刑法)の包括罪種別・学職別状況

《包括罪種別》



《学職別》



3 特別法犯少年と触法少年（特別法）の特徴

(1) 特別法犯少年

令和2年中、特別法犯で検挙した少年は17人であり、前年と同数でした。
法令別では、迷惑防止条例違反が6人で最も多く、全体の35.3%を占めています。

(2) 触法少年（特別法）

14歳未満で特別法犯の罪に触れる行為で補導した少年はおらず、前年と同数でした。

○特別法犯少年と触法少年（特別法）の検挙・補導状況

区分	令和元年		令和2年		増 減		率（％）	
	特別法犯少年	触法少年（特別法）	特別法犯少年	触法少年（特別法）	人		率（％）	
					特別法犯少年	触法少年（特別法）	特別法犯少年	触法少年（特別法）
軽犯罪法			5		5	0	-	-
迷惑防止条例	6		6		0	0	0.0	-
児童買春・児童ポルノ禁止法	4		4		0	0	0.0	-
県青少年健全育成条例	1				-1	0	-	-
児童福祉法			1		1	0	-	-
大麻取締法	3		1		-2	0	-66.7	-
その他	3				-3	0	-	-
計	17		17		0	0	0.0	-

4 ぐ犯少年

令和2年中のぐ犯少年はおらず、前年と同数でした。

5 福祉犯罪の検挙状況

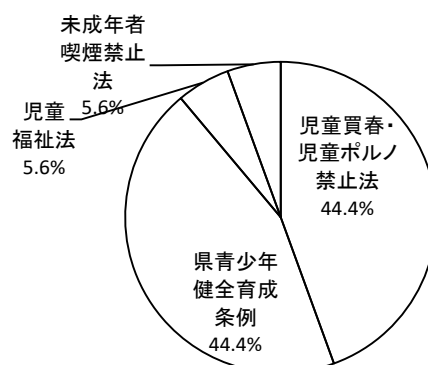
少年の福祉を害する犯罪の検挙は36件22人で、前年に比べ57件（61.3%）減少しました。

法令別では、児童買春・児童ポルノ禁止法違反と青少年健全育成条例違反が同数で16件と最も多く、44.4%を占め、次いで、児童福祉法違反と未成年者喫煙禁止法違反が同数の2件で5.6%を占めています。

○福祉犯罪の適用法令別推移

区分／年別	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
検 挙 件 数	62	40	36	41	44	40	63	52	93	36
児童福祉法	2	4		1	2	2	1	1	1	2
児童買春・児童ポルノ禁止法	10	8	12	20	24	19	25	23	50	16
職業安定法	1									
労働基準法						1	2	2		
未成年者喫煙禁止法	14	9	10	6		7	15	4	3	2
風営適正化法	3	6	2		3	2	2	6	1	
県青少年健全育成条例	33	12	11	14	15	4	15	16	36	16
その他		1	1			5	3		2	
検 挙 人 員	48	36	33	24	38	32	47	34	34	22
被 害 少 年	53	34	27	23	27	32	51	32	49	23

○福祉犯罪の適用法令別検挙状況



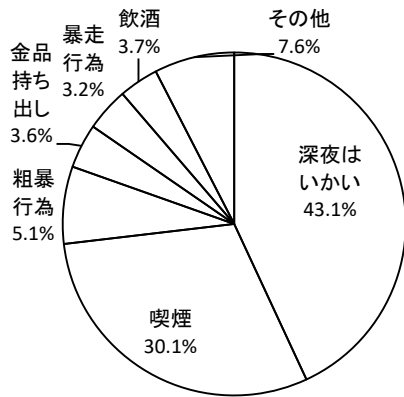
6 不良行為少年の状況

令和2年中に街頭補導活動などで補導した不良行為少年は、1,098人で前年に比べ127人(10.4%)の減少となっています。

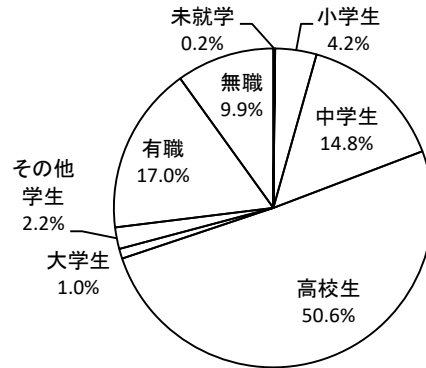
行為別にみると、深夜はいかいが473人(43.1%)と最も多く、次いで喫煙が330人(30.1%)の順となっています。

学職別では、高校生が556人(50.6%)、次いで有職少年が187人(17.0%)、中学生が163人(14.8%)の順となっています。

○不良行為少年行為別状況



○不良行為少年学職別状況

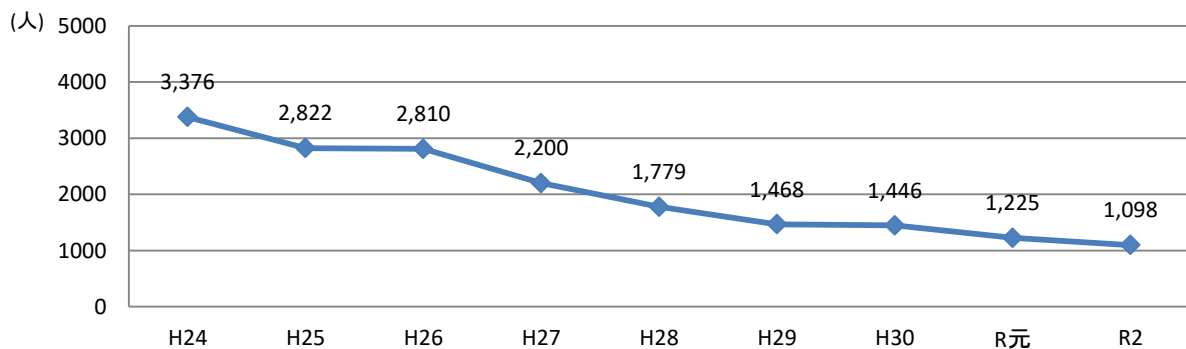


○不良行為少年行為別・学職別状況

※()内は女子の内数

学職別/行為別	飲酒	喫煙	粗暴行為	金品持ち出し	性的いたづら	暴走行為	家出	無断外泊	深夜はいかい	怠学	不健全性的行為	不良交友	不健全娯楽	総数
不良行為少年	41 (13)	330 (25)	80 (9)	45 (6)	2	33 (5)	15 (12)	1 (1)	473 (111)	11 (5)	21 (12)	46 (9)		1098 (208)
未就学				2										2
小学生			19	20					1			6		46
中学生	14	22	32	10	1	2	15		38	11	3	15		163
高校生	18	148	18	12	1	13		1	310		18	17		556
大学生	2	8	1											11
その他学生	1	10							13					24
有職	6	95	8			10			64			4		187
無職		47	2	1		8			47			4		109

○不良行為少年の推移



用語の説明

非行少年等

